

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 322 回

ゴールデンウィークも終わりました。皆さま少しは体力・気力の温存をされましたか。これから 2018 年後半戦へ向けて気力を充実させ頑張っていきましょう。

ところで最近、働き方改革がさかんに言われており、国も残業規制を国会で法制化する方向で進めています。なぜ働いたらいけないのでしょうか。少し考えてみましょう。

「人口ボーナス期」と「人口オーナス期」という言葉があります。その国の人口構造が、その国の経済にボーナスをくれるような美味しい時期が「人口ボーナス期」です。若者がたっぷりいて高齢者は少ししかいないという人口構造の時期です。この時期の国は、安い労働力を武器に世界中の仕事を受注し、早く・安く・大量にこなして儲けます。これがまさに戦後の日本です。つまり、日本の人口ボーナス期は 1960 年代半ばから 1990 年代半ばに訪れていました。そして一度人口ボーナス期が終わった国に、二度と人口ボーナス期は訪れません。

次に来るのが「人口オーナス期」です。オーナス期は、人口構造がその国の経済の重荷になる時期を指します。これは支えられる側が支える側より多くなってしまおうという構造です。こうなると、人件費の安さで世界中からの受注により爆発的な経済発展をするというかつての手法はもう取れません。そしてこの時期の一番の問題は労働力不足です。

したがってこの時期の経済発展の条件は以下の三つとなります。

- ①なるべく男女ともに働く
- ②なるべく短時間で働く
- ③なるべく違う条件の人材を登用する

人口オーナス期には頭脳労働の比率が高まり、男女の差の出ない仕事が増えます。労働力が不足するので、男女どちらからも選ばれる組織・どちらの能力も活かせる組織が伸びます。また人件費が高騰するため、短時間で成果を出す必要があります。これがすなわち働き方改革です。じっくり考え、案が定まりましたらすみやかに実行してください。

前田の《今人生を語る》第 227 回
めざめよ日本人 (149)

最近のメディアの報道の仕方やそれに反応する日本人を見ていますと、本当にこれからの日本が心配になります。昔ケネディが言った言葉ではありませんが、「国があなたのために何をしてくれるのかではなく、あなたが国のために何ができるのか」という心構えが大切です。今の日本を見ると「アメリカ依存」「行政依存」が続いていますが、今こそあなたがどうやって国を良くするかを考え実行する時です。それを考えれば憲法改正問題・防衛問題も、自ずと回答が出ると思います。

平成 30 年度税制改正では、中小企業の生産性革命を実現するために、中小事業者等が一定の設備を取得した場合にその固定資産税を 3 年間にわたり最大 0 円まで軽減できる固定資産税の特例が創設される事となりました。今回はその内容についてご説明させていただきます。

1. 概要

「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の規定により市区町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小事業者等の一定の設備投資について、その固定資産税を各市区町村の条例に基づき 2 分の 1 から最大 0 円に軽減する特例となります。

対象期間は「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間となります。

2. 適用要件

対象者	中小事業者等のうち、先端設備等導入計画を策定の上、市区町村の認定を受けた者（市区町村の認定に関しては認定経営革新等支援機関による事前確認が必要になります。）		
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市区町村		
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備（工業会による証明書が必要になります。）		
	資産の種類	最低取得価額	販売開始時期
	機械装置	160 万円以上	10 年以内
	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
	器具備品	30 万円以上	6 年以内
対象設備	建物付属設備 (家屋と一体となって効用を果たすものを除く)	60 万円以上	14 年以内
	その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと 	

※要件は市区町村によって異なる場合があります。

3. 先端設備導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から 3 年間
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が 9%以上（年平均 3%以上）向上すること
	$\frac{\text{（営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ <p style="text-align: center;">（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・ 認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

※要件は市区町村によって異なる場合があります。